

前橋市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料条例新旧対照表

改正案	現行
<p>○<u>前橋市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料条例</u></p> <p><u>(趣旨)</u></p> <p><u>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第228条第1項の規定に基づき、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号。以下「法」という。)第11条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定(以下「消費性能適合性判定」という。)を受ける者、法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画(以下「消費性能向上計画」という。)の認定を申請する者等から徴収する手数料に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p>	<p>○<u>前橋市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料条例</u></p> <p><u>(趣旨)</u></p> <p><u>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第228条第1項の規定に基づき、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号。以下「法」という。)の規定により建築物エネルギー消費性能適合性判定(以下「消費性能適合性判定」という。)を受ける者、建築物エネルギー消費性能向上計画(以下「消費性能向上計画」という。)の認定を申請する者等から徴収する手数料に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>(消費性能適合性判定に係る手数料の額)</u></p> <p><u>第1条の2 法第12条第1項又は第2項の規定により消費性能適合性判定を受ける者は、当該判定に係る建築物ごとに、非住宅部分(法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。)の床面積の合計が別表第4の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「省令」という。)第1条第1項第1号イに規定する基準又は同号ただし書に規定する方法による基準(以下「消費性能基準標準入力法に係る基準等」という。)が適用される建築物にあつては同表の第2欄に掲げる額を、同号ロに規定する基準(以下「消費性能基準モデル建物法に係る基準」という。)が適用される建築物にあつては同表の第3欄に掲げる額をそれぞれ合計した額の手数を納付しなければならない。ただし、消費性能適合性判定に係る建築物の用途が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該建築物の非住宅部分の床面積の合計が別表第5の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、消費性能基準標準入力法に係る基準等が適用される建築物にあつては同表の第2欄に掲げる額を、消費性能基準モデル建物法に係る基準が適用される建築物にあつては同表の第3欄に掲げる額をそれぞれ合計した額の手数を納付しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 工場</u></p> <p><u>(2) 危険物の貯蔵又は処理に供するもの</u></p> <p><u>(3) 水産物の増殖場又は養殖場</u></p> <p><u>(4) 倉庫</u></p> <p><u>(5) 卸売市場</u></p> <p><u>(6) 火葬場</u></p>

(消費性能適合性判定に係る手数料の額)

第2条 法第11条第1項又は法第12条第2項の規定により消費性能適合性判定を受ける者又は消費性能適合性判定を求める国等の機関の長は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める額(当該消費性能適合性判定に係る建築物が2以上あるときは、当該各号に定める額を合算した額)の手数料を納付しなければならない。

(1) 1戸建ての住宅 消費性能適合性判定に係る部分の床面積の合計が別表第1の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「省令」という。)第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準、同号イただし書及びロ(1)に規定する基準又は同号ただし書に規定する方法による基準(以下「性能基準等」という。)が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、同号イ(1)及びロ(2)に規定する基準又は同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準(以下「性能・仕様併用基準」という。)が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準又は同号イただし書及びロ(2)に規定する基準(以下「仕様基準」という。)が適用される建築物にあっては同表の第4欄に掲げる額

(2) 共同住宅等(共同住宅、長屋その他の1戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。)  
消費性能適合性判定に係る部分の床面積(省令第4条第3項第2号を適用する場合は、共用部分の床面積を除く。第5号イ、第3条第1項第2号及び第4号イ並びに同条第2項第2号及び第4号イにおいて同じ。)の合計が別表第2の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、性能基準等が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、性能・仕様併用基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額、仕様基準が適

(7) と畜場、汚物処理場、ごみ処理場その他の処理施設

2 前項の規定は、法第13条第2項又は第3項の規定により消費性能適合性判定を求める国等の機関の長が納付する手数料について準用する。

3 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第11条の規定により軽微な変更に関する証明書の交付を求める者は、第1項の規定の例により算出した額の手数料を納付しなければならない。

(消費性能向上計画認定手数料の額)

第2条 消費性能向上計画について、法第34条第1項の規定による認定又は法第36条第1項の規定による変更の認定(以下「消費性能向上計画の認定」という。)の申請をする者は、当該申請に係る次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

(1) 1戸建ての住宅(非住宅部分を有しないものに限る。次条第1項第1号において同じ。)

住宅の床面積の合計が別表第1の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)、同号イ(1)及びロ(2)若しくは同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準又は同号ただし書に規定する方法による基準(以下「誘導性能基準等」という。)が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準(以下「誘導仕様基準」という。)が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

(2) 共同住宅等(共同住宅、長屋その他の1戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。)

(非住宅部分を有しないものに限る。) 誘導仕様基準が適用される共同住宅等及び設計一次エネルギー消費量を省令第4条第3項第2号の数値とした共同住宅等(以下「共用部分の数値を用いない共同住宅等」という。)にあってはアに掲げる額、それら以外の共同住宅等にあっては次に掲げる額の合算額

用される建築物にあっては同表の第4欄に掲げる額

(3) 非住宅建築物(住宅以外の建築物をいう。以下同じ。)(当該建築物の全部を工場等(工場、危険物の貯蔵場若しくは処理場、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。以下同じ。))の用途に供する場合を除く。) 消費性能適合性判定に係る部分の床面積の合計が別表第3の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、省令第1条第1項第1号イに規定する基準又は同号ただし書に規定する方法による基準(以下「消費性能基準標準入力法に係る基準等」という。)が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、同号ロに規定する基準(以下「消費性能基準モデル建物法に係る基準」という。)が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

ア 住棟内の住戸の数が別表第2の第1欄に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じ、誘導性能基準等が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、誘導仕様基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

イ 住棟内の共用部分の床面積の合計が別表第3の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の第2欄に掲げる額

(3) 住宅部分(法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。)と非住宅部分とを有する建築物(住宅部分が共同住宅等以外の住宅であるものに限る。) 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア 住宅部分について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 第1号(第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する額

イ 建築物について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 次に掲げる額の合算額

(ア) 建築物内の住宅部分の床面積の合計が別表第1の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、誘導性能基準等が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、誘導仕様基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

(イ) 建築物内の非住宅部分の床面積の合計が別表第4の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)、同号イ(1)及びロ(2)若しくは同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準又は同号ただし書に規定する方法による基準(以下「誘導基準標準入力法に係る基準等」という。)が

(4) 非住宅建築物(当該建築物の全部を工場等の用途に供する場合に限る。) 消費性能適合性判定に係る部分の床面積の合計が別表第4の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、消費性能基準標準入力法に係る基準等が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、消費性能基準モデル建物法に係る基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準(以下「誘導基準モデル建物法に係る基準」という。)が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

ウ 非住宅部分について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 イ(イ)(第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の例により算出した額

(4) 住宅部分と非住宅部分とを有する建築物(住宅部分が共同住宅等であるものに限る。) 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア 住宅部分について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 第2号(同号ア及びイの規定を第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する額

イ 建築物について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 誘導仕様基準が適用される建築物及び住宅部分が共用部分の数値を用いない共同住宅等である建築物にあっては(ア)及び(ウ)に掲げる額の合算額、それら以外の建築物にあっては次に掲げる額の合算額

(ア) 建築物内の住戸の数が別表第2の第1欄に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じ、誘導性能基準等が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、誘導仕様基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

(イ) 建築物内の住戸の用のみに供される共用部分の床面積の合計が別表第3の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の第2欄に掲げる額

(ウ) 建築物内の非住宅部分(住戸の用に供される共用部分が住戸以外の用にも供されるものであるときは、当該部分を含む。次条第1項第4号ウにおいて同じ。)の床面積の合計が別表第4の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、誘導基準標準入力法に係る基準等が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、誘導基準モデル建物法に係る基準が適用される建築物に

(5) 複合建築物(住宅部分(省令第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。))及び住宅部分以外の建築物の部分(以下「非住宅部分」という。))を有する建築物をいう。以下同じ。) 次のアの区分に応じ定める額に、イ又はウの区分に応じ定める額を加算した額

ア 住宅部分 消費性能適合性判定に係る部分の床面積の合計が別表第2の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、性能基準等が適用されるものにあつては同表の第2欄に掲げる額、性能・仕様併用基準が適用されるものにあつては同表の第3欄に掲げる額、仕様基準が適用されるものにあつては同表の第4欄に掲げる額

イ 非住宅部分(非住宅部分の全部を工場等の用途に供する場合を除く。) 消費性能適合性判定に係る部分の床面積の合計が別表第3の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、消費性能基準標準入力法に係る基準等が適用されるものにあつては同表の第2欄に掲げる額、消費性能基準モデル建物法に係る基準が適用されるものにあつては同表の第3欄に掲げる額

ウ 非住宅部分(非住宅部分の全部を工場等の用途に供する場合に限る。) 消費性能適合性判定に係る部分の床面積の合計が別表第4の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、消費性能基準標準入力法に係る基準等が適用されるものにあつては同表の第2欄に掲げる額、消費性能基準モデル建物法に係る基準が適用されるものにあつては同表の第3欄に掲げる額

2 法第11条第2項又は法第12条第3項の規定により変更の消費性能適合性判定を受ける者又は変更の消費性能適合性判定を求める国等の機関の長は、前項の規定により算出した額の2分の1に相当する額(新たに消費性能適合性判定の対象となる別の建築物にあつては同項の規定により算出した額)の手数料を納付しなければならない。

あつては同表の第3欄に掲げる額  
ウ 非住宅部分について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 イ(ウ)(第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の例により算出した額

(5) 住宅以外の建築物 建築物の床面積の合計が別表第4の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、誘導基準標準入力法に係る基準等が適用される建築物にあつては同表の第2欄に掲げる額、誘導基準モデル建物法に係る基準が適用される建築物にあつては同表の第3欄に掲げる額

2 前項の場合において、消費性能向上計画に法第34条第3項各号に掲げる事項が記載されているときは、同条第1項の規定による認定の申請に係る手数料の額は当該申請に係る同条第3項に規定する申請建築物及び他の建築物についてそれぞれ前項の規定により算定した額の合算額とし、法第36条第1項の規定による変更の認定の申請に係る手数料の額は当該申請により変更する法第34条第3項に規定する申請建築物及び他の建築物又は追加する同項に規定す

3 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第13条の規定により軽微な変更に関する証明書の交付を求める者は、第1項の規定により算出した額の2分の1に相当する額の手数料を納付しなければならない。

る他の建築物についてそれぞれ前項の規定により算定した額の合算額とする。

3 消費性能向上計画の認定の申請をする者が当該申請に係る消費性能向上計画が法第35条第1項第1号に規定する基準に適合していることを証する図書として市規則で定めるものを添えて当該申請をしたときは、当該申請に係る第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1号	省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)、同号イ(1)及びロ(2)若しくは同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準又は同号ただし書に規定する方法による基準(以下「誘導性能基準等」という。)が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準(以下「誘導仕様基準」という。)が適用される建築物にあっては同表の第3欄	同表の第4欄
第2号ア、第3号イ(ア)及び第4号イ(ア)	誘導性能基準等が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、誘導仕様基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄	同表の第4欄
第2号イ及び第4号イ(イ)	第2欄	第4欄
第3号イ(イ)	省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)、同号イ(1)及びロ(2)若しくは同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準又は同号ただし書に規定する方法による基準(以下「誘導基準標準入力法に係る基準等」という。)が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準(以下「誘導基準モデル建物法に係る基準」という。)が適用される建築物にあっては同表の第3欄	同表の第4欄
第4号イ(ウ)及び第5号	誘導基準標準入力法に係る基準等が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、誘導基準モデル建物法に係る基準が	同表の第4欄

適用される建築物にあつては同表の第3欄

4 消費性能向上計画の認定の申請をする者であつて、法第35条第2項(法第36条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出を行うものは、第1項(前項において読み替えて適用する場合を含む。)及び第2項の規定により納付すべき手数料のほか、当該申請に係る消費性能向上計画について建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項(同法第87条の4において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請又は同法第18条第2項(同法第87条の4において準用する場合を含む。)の規定による計画の通知をしたならば前橋市建築基準法関係手数料条例(平成12年前橋市条例第29号)の規定により納付することとなる手数料の額に相当する額の手数を納付しなければならない。

(消費性能に係る認定手数料の額)

第3条 法第41条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能基準について適合している旨の認定(以下「消費性能に係る認定」という。)の申請をする者は、当該申請に係る次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める額の手数を納付しなければならない。

(1) 1戸建ての住宅 住宅の床面積の合計が別表第1の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)、同号イ(1)及びロ(2)、同号イ(1)及びロ(3)、同号イ(2)及びロ(1)若しくは同号イ(3)及びロ(1)に規定する基準又は同号ただし書に規定する方法による基準(以下「性能基準等」という。)が適用される建築物にあつては同表の第2欄に掲げる額、同号イ(2)及びロ(2)、同号イ(2)及びロ(3)又は同号イ(3)及びロ(2)に規定する基準(以下「モデル住宅法又はフロア入力法に係る基準」という。)が適用される建築物並びに同号イ(3)及びロ(3)に規定する基準(以下「仕様基準」という。)が適用される建築物にあつては同表の第3欄に掲げる額

(2) 共同住宅等(非住宅部分を有しないものに限る。) 仕様基準が適用される共同住宅等及び共用部分の数値を用いない共同住宅等にあつてはアに掲げる額、それら以外の共同住宅等にあつては次に掲げる額の合算額

ア 住棟内の住戸の数が別表第2の第1欄に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じ、性能基準等が適用される建築物に

(消費性能向上計画認定手数料の額)

第3条 消費性能向上計画について、法第29条第1項の規定による認定(以下「消費性能向上計画の認定」という。)の申請をする者は、当該申請に係る次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める額の手数を納付しなければならない。

(1) 1戸建ての住宅 住宅の床面積の合計が別表第1の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準又は同号ただし書に規定する方法による基準(以下「誘導性能基準等」という。)が適用される建築物にあつては同表の第2欄に掲げる額、同号イ(1)及びロ(2)に規定する基準又は同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準(以下「誘導性能・仕様併用基準」という。)が適用される建築物にあつては同表の第3欄に掲げる額、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準(以下「誘導仕様基準」という。)が適用される建築物にあつては同表の第4欄に掲げる額

(2) 共同住宅等 住宅の床面積の合計が別表第2の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、誘導性能基準等が適用されるものにあつては同表の第2欄に掲げる額、誘導性能・仕様併用基準が適用されるものにあつては同表の第3欄に掲げる額、誘導仕様基準が適用されるものにあつては同表の第4欄に掲げる額

(3) 非住宅建築物 建築物の床面積の合計が別表第3の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準、同号イ(1)及びロ(2)に規定する基準、同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準又は同号ただし書に規定する方法による基準(以下「誘導基準標準入力法に係る基準」という。)が適用される建築物にあつては同表の第2欄に掲げる額、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準(以下「誘導基準モデル建物法に係る基準」という。)が適用される建築物にあつては同表の第3欄に掲げる額

(4) 複合建築物 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア 住宅部分について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 住宅部分の床面積の合計が別表第2の第1欄に掲げる面積

あつては同表の第2欄に掲げる額、モデル住宅法又はフロア入力法に係る基準が適用される建築物及び仕様基準が適用される建築物にあつては同表の第3欄に掲げる額

イ 住棟内の共用部分の床面積の合計が別表第3の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、性能基準等が適用される建築物にあつては同表の第2欄に掲げる額、モデル住宅法又はフロア入力法に係る基準が適用される建築物にあつては同表の第3欄に掲げる額

(3) 住宅部分と非住宅部分とを有する建築物(住宅部分が共同住宅等以外の住宅であるものに限る。) 次に掲げる額の合算額

ア 建築物内の住宅部分の床面積の合計が別表第1の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、性能基準等が適用される建築物にあつては同表の第2欄に掲げる額、モデル住宅法又はフロア入力法に係る基準が適用される建築物及び仕様基準が適用される建築物にあつては同表の第3欄に掲げる額

イ 建築物内の非住宅部分の床面積の合計が別表第4の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、消費性能基準標準入力法に係る基準等が適用される建築物にあつては同表の第2欄に掲げる額、消費性能基準モデル建物法に係る基準が適用される建築物にあつては同表の第3欄に掲げる額

(4) 住宅部分と非住宅部分とを有する建築物(住宅部分が共同住宅等であるものに限る。)仕様基準が適用される建築物及び住宅部分が共用部分の数値を用いない共同住宅等である建築物にあつてはア及びウに掲げる額の合算額、それら以外の建築物にあつては次に掲げる額の合算額

ア 建築物内の住戸の数が別表第2の第1欄に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じ、性能基準等が適用される建築物

の区分のいずれに該当するかに応じ、誘導性能基準等が適用されるものにあつては同表の第2欄に掲げる額、誘導性能・仕様併用基準が適用されるものにあつては同表の第3欄に掲げる額、誘導仕様基準が適用されるものにあつては同表の第4欄に掲げる額

イ 非住宅部分について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 非住宅部分の床面積の合計が別表第3の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、誘導基準標準入力法に係る基準等が適用されるものにあつては同表の第2欄に掲げる額、誘導基準モデル建物法に係る基準が適用されるものにあつては同表の第3欄に掲げる額

ウ 住宅部分及び非住宅部分について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 次に掲げる額の合算額

(ア) 住宅部分にあつては、アに掲げる額

(イ) 非住宅部分にあつては、イに掲げる額

2 消費性能向上計画の認定の申請をする者は、当該申請に係る消費性能向上計画が法第30条第1項第1号に規定する基準に適合していることを証する図書として市規則で定めるものを添えて当該申請をしたときは、前項の規定にかかわらず、当該申請に係る次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

(1) 1戸建ての住宅 住宅の床面積の合計が別表第1の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の第5欄に掲げる額

(2) 共同住宅等 住宅の床面積の合計が別表第2の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の第5欄に掲げる額

(3) 非住宅建築物 建築物の床面積の合計が別表第3の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の第4欄に掲げる額

にあつては同表の第2欄に掲げる額、モデル住宅法又はフロア入力法に係る基準が適用される建築物及び仕様基準が適用される建築物にあつては同表の第3欄に掲げる額

イ 建築物内の住戸の用のみに供される共用部分の床面積の合計が別表第3の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、性能基準等が適用される建築物にあつては同表の第2欄に掲げる額、モデル住宅法又はフロア入力法に係る基準が適用される建築物にあつては同表の第3欄に掲げる額

ウ 建築物内の非住宅部分の床面積の合計が別表第4の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、消費性能基準標準入力法に係る基準等が適用される建築物にあつては同表の第2欄に掲げる額、消費性能基準モデル建物法に係る基準が適用される建築物にあつては同表の第3欄に掲げる額

(5) 住宅以外の建築物 建築物の床面積の合計が別表第4の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、消費性能基準標準入力法に係る基準等が適用される建築物にあつては同表の第2欄に掲げる額、消費性能基準モデル建物法に係る基準が適用される建築物にあつては同表の第3欄に掲げる額

2 消費性能に係る認定の申請をする者が当該申請に係る建築物が法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを証する図書として市規則で定めるものを添えて当該申請をしたときは、当該申請に係る前項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1号	省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)、同号イ(1)及びロ(2)、同号イ(1)及びロ(3)、同号イ(2)及びロ(1)若しくは同号イ(3)及びロ(1)に規定する基準又は同号ただし書に規定する方法による基準(以下「性能基準等」という。)が適用される建築物にあつては同表の第2欄に掲げる額、同号イ(2)及びロ(2)、同号イ(2)及びロ(3)	同表の第4欄
-----	---	--------

(4) 複合建築物 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア 住宅部分について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 住宅部分の床面積の合計が別表第2の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の第5欄に掲げる額

イ 非住宅部分について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 非住宅部分の床面積の合計が別表第3の第1欄に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ、同表の第4欄に掲げる額

ウ 住宅部分及び非住宅部分について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 次に掲げる額の合算額

(ア) 住宅部分にあつては、アに掲げる額

(イ) 非住宅部分にあつては、イに掲げる額

	又は同号イ(3)及びロ(2)に規定する基準(以下「モデル住宅法又はフロア入力法に係る基準」という。)が適用される建築物並びに同号イ(3)及びロ(3)に規定する基準(以下「仕様基準」という。)が適用される建築物にあつては同表の第3欄	
第2号ア	性能基準等が適用される建築物にあつては同表の第2欄に掲げる額、モデル住宅法又はフロア入力法に係る基準が適用される建築物及び仕様基準が適用される建築物にあつては同表の第3欄	同表の第4欄
第2号イ及び第4号イ	性能基準等が適用される建築物にあつては同表の第2欄に掲げる額、モデル住宅法又はフロア入力法に係る基準が適用される建築物にあつては同表の第3欄	同表の第4欄
第3号ア及び第4号ア	性能基準等が適用される建築物にあつては同表の第2欄に掲げる額、モデル住宅法又はフロア入力法に係る基準が適用される建築物及び仕様基準が適用される建築物にあつては同表の第3欄	同表の第4欄
第3号イ、第4号ウ及び第5号	消費性能基準標準入力法に係る基準等が適用される建築物にあつては同表の第2欄に掲げる額、消費性能基準モデル建物法に係る基準が適用される建築物にあつては同表の第3欄	同表の第4欄

3 消費性能向上計画について、法第31条第1項の規定による変更の認定の申請をする者は、第1項又は前項の規定により算出した額の2分の1に相当する額(新たに消費性能向上計画の認定の対象となる別の建築物にあつては、第1項又は前項の規定により算出した額)の手数料を納付しなければならない。

4 法第29条第3項各号に掲げる事項が記載された消費性能向上計画について、前3項に規定する申請をする者は、前3項に定める額の手数料のほか、同条第3項に規定する他の建築物について前3項の規定の例により算定した額の手数料を納付しなければならない。

5 消費性能向上計画の認定の申請をする者であつて、法第30条第2項(法第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出を行

うものは、当該申請に係る消費性能向上計画について建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項又は同法第18条第2項(これらの規定を同法第87条の4において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請又は計画の通知をした場合は、前各項の規定により納付すべき手数料のほか、前橋市建築基準法関係手数料条例(平成12年前橋市条例第29号)の規定により納付することとなる手数料の額に相当する額の手数料を納付しなければならない。

(手数料の徴収等)

第4条 手数料は、申請の際に徴収する。

2 納付した手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(手数料の減免)

第5条 市長は、特別の理由があると認めるときは、この条例に定める手数料を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

別表第1(第2条、第3条関係)

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
200平方メートル未満	3万3,000円	2万3,000円	1万8,000円	5,000円
200平方メートル以上	3万7,000円	2万6,000円	1万9,000円	5,000円

別表第2(第2条、第3条関係)

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
300平方メートル未満	6万5,000円	4万7,000円	3万1,000円	9,000円
300平方メートル以上 2,000平方メートル未満	10万8,000円	7万9,000円	5万4,000円	1万9,000円
2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	18万3,000円	13万8,000円	9万7,000円	4万2,000円
5,000平方メートル以上	26万2,000円	20万1,000円	14万6,000円	7万5,000円

(手数料の徴収等)

第4条 手数料は、申請の際に徴収する。

2 納付した手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(手数料の減免)

第5条 市長は、特別の理由があると認めるときは、この条例に定める手数料を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

別表第1(第2条、第3条関係)

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
200平方メートル未満	3万3,000円	1万8,000円	5,000円
200平方メートル以上	3万7,000円	1万9,000円	5,000円

別表第2(第2条、第3条関係)

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
1戸以上4戸以下	6万5,000円	3万1,000円	9,000円
5戸以上15戸以下	10万8,000円	5万4,000円	1万9,000円
16戸以上45戸以下	18万3,000円	9万7,000円	4万2,000円
46戸以上	26万2,000円	14万6,000円	7万5,000円

別表第3(第2条、第3条関係)

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
300平方メートル未満	6万5,000円	3万1,000円	9,000円
300平方メートル以上 2,000平方メートル未満	10万8,000円	5万4,000円	1万9,000円
2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	18万3,000円	9万7,000円	4万2,000円
5,000平方メートル以上	26万2,000円	14万6,000円	7万5,000円

上

別表第3(第2条、第3条関係)

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
300平方メートル未満	21万2,000円	8万2,000円	9,000円
300平方メートル以上1,000平方メートル未満	26万5,000円	10万4,000円	1万6,000円
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	34万1,000円	13万6,000円	2万5,000円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	48万7,000円	22万円	7万5,000円
5,000平方メートル以上1万平方メートル未満	59万9,000円	28万6,000円	11万8,000円
1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満	70万8,000円	34万5,000円	14万9,000円
2万5,000平方メートル以上	80万8,000円	40万3,000円	18万6,000円

別表第4(第2条関係)

第1欄	第2欄	第3欄
300平方メートル未満	2万1,000円	1万7,000円
300平方メートル以上1,000平方メートル未満	3万円	2万6,000円
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	4万円	3万5,000円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	9万5,000円	8万9,000円
5,000平方メートル以上1万平方メートル未満	14万円	13万3,000円
1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満	17万3,000円	16万6,000円
2万5,000平方メートル以上	21万4,000円	20万5,000円

別表第4(第1条の2、第2条、第3条関係)

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
300平方メートル未満	21万2,000円	8万2,000円	9,000円
300平方メートル以上1,000平方メートル未満	26万5,000円	10万4,000円	1万6,000円
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	34万1,000円	13万6,000円	2万5,000円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	48万7,000円	22万円	7万5,000円
5,000平方メートル以上1万平方メートル未満	59万9,000円	28万6,000円	11万8,000円
1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満	70万8,000円	34万5,000円	14万9,000円
2万5,000平方メートル以上	80万8,000円	40万3,000円	18万6,000円

別表第5(第1条の2関係)

第1欄	第2欄	第3欄
300平方メートル以上1,000平方メートル未満	3万円	2万6,000円
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	4万円	3万5,000円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	9万5,000円	8万9,000円
5,000平方メートル以上1万平方メートル未満	14万円	13万3,000円
1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満	17万3,000円	16万6,000円
2万5,000平方メートル以上	21万4,000円	20万5,000円